

社団法人伊賀上野観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人伊賀上野観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を上野市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、上野市及びその周辺における観光資源の開発と観光宣伝及び観光客の誘致等に努めることにより、観光事業の健全な発展と観光を通じての地域経済の活性化及び文化の振興並びに国際観光の振興を促進し、個性豊かな観光都市の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発及び保存
- (2) 観光客の誘致促進
- (3) 観光行事の実施とイベントの企画及び支援
- (4) 観光事業の調査研究及び観光情報の収集、発信
- (5) 観光事業従事者の資質向上と地域リーダーの育成
- (6) 観光客の受入、おもてなしの推進
- (7) 地域文化、天然資源の継承と文化的地域特性の創造
- (8) 地場産品の商品開発と販売促進
- (9) 観光関連機関との連携強化
- (10) 観光施設の受託業務
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを必要とせず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を3年以上納入しないとき。
- (2) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を会長、3人以上5人以内を副会長、1人以内を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは正会員以外から理事2人以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は三重県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は召集すること。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第18条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定により召集するとき。

(召集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議内容を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があつたとき。

(召集)

第32条 理事会は、会長が召集する。

2 会長は、前条第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第35条 会長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支出)

第38条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、三重県知事に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後90日以内に三重県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入)

第 42 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ三重県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、三重県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 45 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ三重県知事の認可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ三重県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 雑則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立認可のあった日（平成 13 年 6 月 29 日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定に関わらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立年度の事業計画及び予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立により、上野市観光協会の一切の財産は、この法人が継承する。

附則

この定款は、平成 15 年 7 月 11 日から施行する。